平成十九年二月

文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書の 千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の

説明書

外

務

省

次

でであった   である   である

· 参	三	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
考)	議定書の実施のための国内措置	最終規定	周知	任務	任期	武力紛争の際の文化財の保護に関する委員会 八	国際的性質を有しない武力紛争 八	他の違反に関する措置 七	犯罪人引渡し 七	訴追 七	裁判権	この議定書の著しい違反

## 1 議定書の成立経緯

- (1) という。)及び「武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」が作成された。 連合教育科学文化機関(以下「ユネスコ」という。)の主導の下、 約束を作成すべきであるとの認識が国際社会において高まったことを踏まえ、昭和二十九年(千九百五十四年)五月十四日、 第二次世界大戦中に、大量の文化財が破壊等の被害にあったことを受け、武力紛争下における文化財保護のための包括的な国際 「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」(以下「条約. 玉
- (2)補足するものとして「千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年の ハーグ条約の第二議定書」が作成された。 その後、 各締約国による実行、国際情勢の変化等を踏まえ、再度ユネスコの主導の下、平成十一年(千九百九十九年)、

# 2 議定書締結の意義

設定等について規定するものである。 から有意義であると認められる。 この議定書は、条約を補足するものであり、 我が国がこの議定書を締結することは、 武力紛争の際に文化財を攻撃の対象とすることその他特定の行為の犯罪化、 文化財保護の分野における国際協力に寄与するとの見 裁判権

- 3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務
- この議定書の締結により、我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、 次のとおりである。
- (1) 隣接する周囲のいかなる利用も差し控えることにより、当該文化財に関する特別な取扱いを確保すること。 強化された保護の下にある文化財を攻撃の対象とすることを差し控えること及び軍事活動を支援するための当該文化財又はその
- (2)犯罪とし、 強化された保護の下にある文化財を攻撃の対象とすること等、条約又はこの議定書に違反して行われる特定の行為を国内法上 このような犯罪について適当な刑罰を科することができるようにするため必要な措置をとること。
- (3)要な立法上の措置をとること。また、これらの犯罪の容疑者が我が国の領域内に所在することが判明した場合において、 条約又はこの議定書に違反して行われる特定の行為について、外国人による国外犯等を含め、 我が国の裁判権を設定するため必 当該容疑

者を引き渡さないときは、訴追のため我が国の権限のある当局に事件を付託すること。

(4) できる限り広い範囲においてこの議定書の周知を図ること。

# 4 早期国会承認が求められる理由

ものであり、 この議定書は、 我が国が、 国際的な文化財の保護のための主要な条約とみなされている武力紛争の際の文化財の保護に関する条約を補足する 国際社会における文化財の保護のための取組において積極的な役割を果たすとの見地から、この議定書を早

#### 二 議定書の内容

期に締結することが望ましい。

この議定書は、 前文、本文四十七箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

#### 1 定義 (第一条)

この議定書で用いられる用語の定義について規定している

# 2 条約との関係 (第二条)

この議定書は、締約国間の関係において、条約を補足する。

### 1) この義定書は、17

3

適用範囲

(第三条)

(1)この議定書は、 平時に適用する規定を除くほか、 条約第十八条1及び2並びにこの議定書の第二十二条1に規定する事態につい

て適用する。

(2)限り、 続き拘束される。 紛争当事国の一がこの議定書によって拘束されない場合にも、 当該紛争当事国との関係においても、この議定書によって拘束される。 さらに、 締約国は、この議定書によって拘束されない紛争当事国がこの議定書の規定を受諾し、 締約国は、 その相互の関係においては、 この議定書によって引き かつ、適用する

4 第三章 (強化された保護)の規定と条約及びこの議定書の他の規定との関係 (第四条)

衆三章の規定の適用は、次の⑴及び⑵の規定の適用を妨げるものではない。

(1) 条約第一章 (保護に関する一般規定)の規定及びこの議定書の第二章 (保護に関する一般規定) の規定

- (2)す る国との間においては、 条約第二章(特別の保護)の規定。ただし、この議定書の締約国間又はこの議定書の締約国とこの議定書を受諾し、 文化財に特別の保護及び強化された保護の双方が与えられている場合には、強化された保護に関する規 適用
- 定のみを適用する。

5

文化財の保全 (第五条)

条約第三条 (文化財の保全) の規定に従い武力紛争による予見可能な影響から文化財を保全するために平時にとる準備措置には、

適当な場合には、 目録の作成、 火災又は構造的崩壊から保護するための緊急措置の立案等を含める。

6 文化財の尊重 (第六条)

条約第四条(文化財の尊重)の規定に従い文化財の尊重を確保することを目的として、

- (1) れる場合に限り、 同条2の規定による絶対的な軍事上の必要に基づく免除は、文化財に対する敵対行為については、次のイイ及び⑴の条件が満たさ 主張することができる。
- 分 当該文化財が、その機能により軍事目標となっていること。

な代替的手段がないこと。

- (口) (1)の軍事目標に対して敵対行為を行うことによって得られる軍事的利益と同様の軍事的利益を得るために利用し得る実行可能
- (2) 用については、 口 同条2の規定による絶対的な軍事上の必要に基づく免除は、破壊又は損傷の危険にさらすおそれがある目的のための文化財の利 能な方法との間の選択が不可能である場合に限り、 当該文化財のこのような利用と、当該利用によって得られる軍事的利益と同様の軍事的利益を得るための他の実行 主張することができる。
- 7 攻撃の際の予防措置 (第七条)

紛争当事国たる締約国は、軍事行動を行うに際して、次のことを行う。

- 攻撃の目標が文化財でないことを確認するためのすべての実行可能なこと。
- (2)攻撃の手段及び方法の選択に当たっては、巻き添えによる文化財の損傷を防止し、 又は少なくとも最小限にとどめるため、 すべ

- (3)る攻撃を行う決定を差し控えること。 予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる文化財の損傷を過度に引き起こすことが予測され
- (4) 次のことが明白となった場合には、攻撃を中止し、又は停止すること。
- (1) 攻撃の目標が、条約第四条の規定により保護される文化財であること。
- (口) 攻撃が、 予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる文化財の損傷を過度に引き起こすこと

が予測されること。

8 敵対行為の影響に対する予防措置 (第八条)

(1)

紛争当事国たる締約国は、実行可能な最大限度まで、次のことを行う。

動産の文化財を軍事目標の付近から移動させ、又は当該動産の文化財に対しその所在地において適当な保護を与えること。

(2) 文化財の付近に軍事目標を設けることを避けること

9 強化された保護(第十条)

文化財は、 次のすべての条件を満たす場合には、強化された保護の下に置くことができる。

(1) 当該文化財が、 人類にとって最も重要な文化遺産であること。

により当該文化財が保護されていること。

- (2)当該文化財の文化上及び歴史上の特別の価値を認め、並びに最も高い水準の保護を確保する適当な立法上及び行政上の国内措置
- (3)利用を行わないことを確認する旨の宣言を行っていること 当該文化財が軍事的目的で又は軍事施設を掩護するために利用されておらず、 かつ、当該文化財を管理する締約国がそのような
- 10 強化された保護の付与(第十一条)
- (1) 締約国は、 強化された保護の付与を要請しようとする文化財を記載した表を武力紛争の際の文化財の保護に関する委員会(以下

「委員会」という。)に提出するものとする。

(2) (1)に規定する文化財に対して管轄権を有し、 又はこれを管理する締約国は、 当該文化財を強化された保護の下にある文化財の一

覧表 (以下「一覧表」という。)に記載することを要請することができる。 この要請には、 前条に定める基準に関連するすべての

必要な情報を含める。

(3)は、 を行う前に、 対して当該要請に関する意見を提出することができる。委員会は、これらの意見について審議するものとし、 委員会は、 これらの意見について審議するに際しては、 一覧表への記載を要請している締約国に対し、 一覧表への記載の要請を受領したときは、当該要請をすべての締約国に通報する。 出席し、 かつ、投票する委員会の構成国の五分の四以上の多数による議決によ 当該意見に対する見解を表明するための適当な機会を与える。 締約国は、六十日以内に委員会に 委員会としての決定 委員会

り、一覧表への記載を決定する。

④ 強化された保護は、一覧表に文化財が記載された時から、委員会により付与される。

強化された保護の下にある文化財に関する特別な取扱い(第十二条)

11

めの当該文化財又はその隣接する周囲のいかなる利用も差し控えることにより、当該文化財に関する特別な取扱いを確保する。 紛争当事国たる締約国は、 強化された保護の下にある文化財を攻撃の対象とすることを差し控えること及び軍事活動を支援するた

12 強化された保護の喪失 (第十三条)

(1) 強化された保護の下にある文化財は、 次のいずれかの場合に限り、 強化された保護を喪失する。

強化された保護が、次条の規定に基づいて停止され、又は取り消される場合

(1)

四 当該文化財が、その利用により軍事目標となっている場合

(2)(1)印の状況においては、 (1)の文化財は、 次のすべての条件を満たす場合に限り、 攻撃の対象とすることができる。

(1) 当該攻撃が、 (1) 印に規定する利用を終了させるための唯一の実行可能な手段であること。

(口) 攻撃の手段及び方法の選択に当たっては、 (1) (1) に規定する利用を終了させるため、及び当該文化財の損傷を防止し、 又は少な

くとも最小限にとどめるため、すべての実行可能な予防措置をとること。

(ハ) 緊急の自衛上の必要のため状況によりやむを得ない場合を除くほか。

(a) 当該攻撃が、最も上級の作戦上の指揮機関により命令されること。

- (b) (1) 印に規定する利用を終了することを要請する効果的な事前の警告が、 敵対する兵力に対して発出されること。
- (c) 事態を是正するための合理的な期間が、 敵対する兵力に与えられること。
- 13 強化された保護の停止及び取消し (第十四条)
- (1) ができる。 委員会は、 文化財が第十条に定める基準のいずれかを満たさなくなった場合には、 強化された保護を停止し、 又は取り消すこと
- (2)に、 る著しい違反が生じている場合には、 委員会は、 強化された保護を取り消すことができる。 強化された保護の下にある文化財に関し、 強化された保護を停止することができる。委員会は、 軍事活動を支援するための当該文化財の利用により第十二条の規定に対す 当該違反が継続する場合には 例外的
- (3)報を遅滞なく送付する 事務局長は、 国際連合事務総長及びすべての締約国に対し、 委員会による強化された保護を停止し、 又は取り消す旨の決定の通
- (4) 委員会は、 ③に規定する決定を行う前に、 締約国に対し、その意見を表明するための機会を与える。
- 14 この議定書の著しい違反(第十五条)
- (1) 故意に、 かつ、条約又はこの議定書に違反して行われる次のいずれの行為も、 この議定書上の犯罪とする。
- (1) 強化された保護の下にある文化財を攻撃の対象とすること(第十五条1回)
- (N) (II) 強化された保護の下にある文化財又はその隣接する周囲を軍事活動を支援するために利用すること(同条1份)
- 条約及びこの議定書により保護される文化財の広範な破壊又は徴発を行うこと(同条1℃)。
- (=) 条約及びこの議定書により保護される文化財を攻撃の対象とすること(同条1位)。
- (1) 条約により保護される文化財を盗取し、 略奪し若しくは横領し、又は損壊すること (同条1 (e)
- (2)できるようにするため、 締約国は、 この条に規定する犯罪を自国の国内法上の犯罪とするため、 必要な措置をとる。 締約国は、 そのような措置をとるに当たり、 及びこのような犯罪について適当な刑罰を科することが 法の一般原則及び国際法に従う。

15

裁判権

(第十六条)

締約国は、 次の場合において前条に規定する犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な立法上の措置をとる。

- (1) 犯罪が自国の領域内で行われる場合
- (2) 容疑者が自国の国民である場合
- (3)同条18からでまでに規定する犯罪については、 容疑者が自国の領域内に所在する場合

16 訴追 (第十七条)

則による手続を通じて、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。 を引き渡さないときは、 締 約国は、 第十五条1個からでまでに規定する犯罪の容疑者が自国の領域内に所在することが判明した場合において、 いかなる例外もなしに、 かつ、不当に遅滞することなく、 国内法による手続又は適用可能な国際法の関連規 当該容疑者

- 17 犯罪人引渡し (第十八条)
- (1) 束する。 罪とみなされる。締約国は、 第十五条1個からでまでに規定する犯罪は、 相互間でその後締結されるすべての犯罪人引渡条約にこれらの犯罪を引渡犯罪として含めることを約 この議定書が効力を生ずる前に締約国間に存在する犯罪人引渡条約における引渡犯
- (2) みなすことができる。 の請求を受けた場合には、 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、 随意にこの議定書を第十五条18からcまでに規定する犯罪に関する犯罪人引渡しのための法的根拠と 自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡し
- (3)条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない締約国は、 第十五条1個からでまでに規定する犯罪を引渡犯罪と認める。 犯罪人引渡しの請求を受けた締約国の法令に定める条件に従い、 相 互間
- (4)お いてのみでなく、第十六条1の規定に従って裁判権を設定した締約国の領域内においても行われたものとみなされる。 第十五条1個から心までに規定する犯罪は、 締約国間の犯罪人引渡しに関しては、 必要な場合には、 当該犯罪が発生した場所に
- 18 他の違反に関する措置 (第二十一条)

締約国は、 故意に行われる次の行為を抑止するために必要な立法上、 行政上又は懲戒上の措置をとる。

- (1) 条約又はこの議定書に違反する文化財の利用
- (2)条約又はこの議定書に違反して行われる占領地域からの文化財の不法な輸出、 その他の移動又は所有権の移転
- 19 国際的性質を有しない武力紛争 (第二十二条)
- (1) この議定書は、締約国の一の領域内に生ずる国際的性質を有しない武力紛争につ
- (2) この議定書は、 暴動、 締約国の一の領域内に生ずる国際的性質を有しない武力紛争について適用する。 独立の又は散発的な暴力行為等国内における騒乱及び緊張の事態については、 適用しない。
- 20 武力紛争の際の文化財の保護に関する委員会 (第二十四条)

武力紛争の際の文化財の保護に関する委員会は、 締約国会議により選出される十二の締約国により構成される。

21 任期 (第二十五条)

締約国は、 四年の任期で委員会に選出されるものとし、 引き続いて一回のみ再選される資格を有する。

任務(第二十七条)

22

委員会は、次の任務を有する。

- (1) この議定書の実施に関する指針を作成すること。
- 強化された保護を付与し、停止し、又は取り消すこと並びに強化された保護の下にある文化財の一覧表を作成し、 維持し、及び

周知させること。

(2)

- (3)この議定書の実施を監視し、及び監督すること並びに強化された保護の下に置かれる文化財の認定を促進すること。
- (4) 締約国の報告について検討し、意見を述べ、及び必要に応じて説明を求め、 並びに締約国会議に提出するためにこの議定書の実
- 施に関する報告書を作成すること。
- (5) 国際的援助の要請を受領し、及び検討すること。
- (6) 武力紛争の際の文化財の保護に関する基金の利用について決定を行うこと。
- (7) 締約国会議により与えられるその他の任務を遂行すること。
- 23 周知 (第三十条)

締約国は、 適当な手段を用いて、特に教育及び広報に関する事業計画を通じて、 自国のすべての住民が文化財を評価し、

(1)

ることを強化するよう努める。

- (2) 締約国は、 平時及び武力紛争の際の双方において、 できる限り広い範囲においてこの議定書の周知を図る。
- (3) 武力紛争の際にこの議定書の適用について責任を有する軍当局及び軍当局以外の当局は、この議定書の内容を熟知していなけれ

ばならない。

24 最終規定 (第三十九条から第四十七条まで)

この議定書の用語、署名、批准、効力発生、廃棄、通報、登録等について規定している。

三 議定書の実施のための国内措置

1 この議定書の実施のため、 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案が今次国会に提出されている。

2 この議定書の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

- 採択 平成十一年三月二十六日 ハーグにおいて採択
- 2 効力発生 平成十六年三月九日
- 3 締約国 平成十九年二月一日現在 四十四箇国

アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、コスタリカ、クロア オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、パナマ、パラグアイ、ペルー、カタール、ルーマニア、セルビア、スロバキ ラ、ホンジュラス、ハンガリー、イラン、リビア、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、メキシコ、 チア、キプロス、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、フィンランド、ガボン、ギリシャ、グアテマ ア、スロベニア、スペイン、スイス、タジキスタン、ウルグアイ